

●香川県告示第77号

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。
令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領
香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
別表（第1条、第3条―第5条、第10条関係） <table><tr><th>措置要件</th><th>期間</th></tr><tr><td>1～26 略</td><td></td></tr><tr><td>27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が<u>拘禁刑</u>以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は<u>拘禁刑</u>以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>略</td></tr></table>	措置要件	期間	1～26 略		27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略	別表（第1条、第3条―第5条、第10条関係） <table><tr><th>措置要件</th><th>期間</th></tr><tr><td>1～26 略</td><td></td></tr><tr><td>27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が<u>禁錮</u>以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は<u>禁錮</u>以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</td><td>略</td></tr></table>	措置要件	期間	1～26 略		27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略
措置要件	期間												
1～26 略													
27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>拘禁刑</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>拘禁刑</u> 以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略												
措置要件	期間												
1～26 略													
27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が <u>禁錮</u> 以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は <u>禁錮</u> 以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	略												

附 則
（施行期日）

- この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の別表27の項の規定の適用については、この要領の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。次項において同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者は、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起された者とみなす。
- 改正後の別表27の項の規定の適用については、禁錮以上の刑を宣告された者は、拘禁刑を宣告された者とみなす。